

# 中標津町耐震改修促進計画【概要版】（案）

2026(令和 8)年 月 中標津町

## 1. 計画の目的等

### (1) 計画の目的

中標津町耐震改修促進計画は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを通じて安全で住み心地の良い暮らしの実現を目的として 2008(平成 20)年 3 月に策定しました。

その後、2011(平成 23)年 3 月に発生した東日本大震災をはじめ、2016(平成 28)年の熊本地震、2024(令和 6)年の能登半島地震等の発生に伴って「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正されたほか、北海道でも幾度かにわたって「北海道耐震改修促進計画」が改訂され、直近では令和 8(2026)年 4 月に見直しが行われました。

このような動向を踏まえ、中標津町においても、引き続き、震災害から中標津町民の生命及び財産を守ることを目的として、国及び北海道の方針と整合性を図りながら、「中標津町耐震改修促進計画」を見直すものです。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条の規定に基づき定めるものです。

計画策定にあたっては、耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(最終改正 2025(令和 7)年 7 月国土交通省告示第 535 号)、2026(令和 8)年 4 月に改定された「北海道耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、地域防災計画などの中標津町の関連計画と整合を確保しつつ定めるものです。

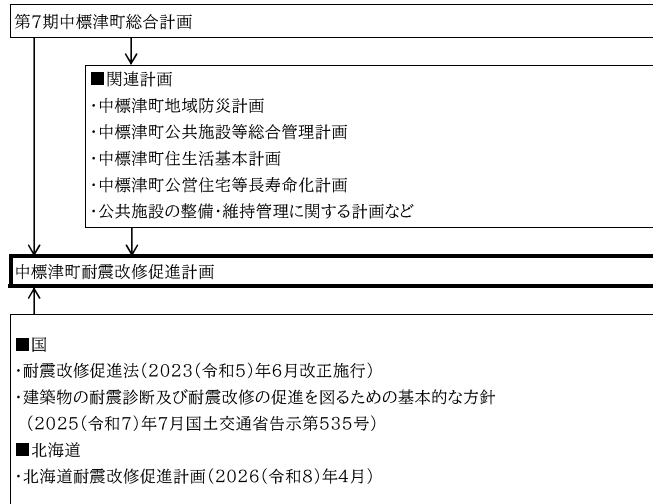


図 1 計画の位置づけ

### (3) 対象区域・対象建築物

計画対象区域は、中標津町行政区域全域とします。

対象建築物は、建築基準法における新耐震基準(1981(昭和 56)年 6 月 1 日施行)導入以前に建築された建築物すべてとします。

### (4) 計画期間

計画期間は、2026(令和 8)年度から 2035(令和 17)年度の 10 年間とします。なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行うものとします。

## 2. 想定される地震規模

### (1) 想定される地震と震度分布

北海道では、2016(平成 28)年度に「地震被害想定等調査」を策定し、北海道の防災対策を検討するための対象地震として、24 地震 54 断層モデルを抽出し、被害想定を算出しました。

これらの地震の中で、中標津町における大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖の地震」及び「根室沖の地震」、「標津断層帯による地震」が想定され、被害想定が最も大きい地震は「標津断層帯による地震(モデル 45\_5)」でした。

そのため、本計画における想定地震は「標津断層帯による地震(モデル 45\_5)」とします。

震度分布は下図のようになり、市街地部では震度 5.9～6.1 の地震が想定されます。

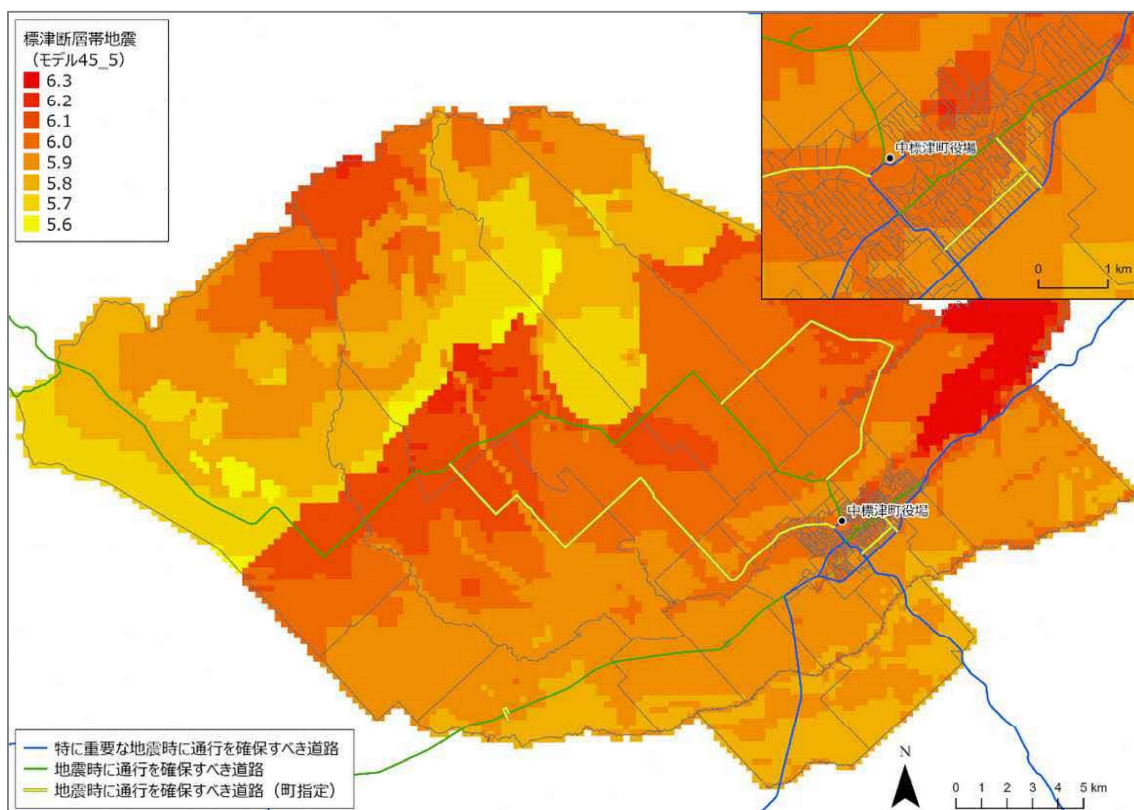


図2 「標津断層帯による地震(モデル 45\_5)」の250mメッシュ想定震度分布

### (2) 想定される地震による被害予測

「中標津町地域防災計画 地震防災計画編」(2024(令和 6)年 3 月修正)によると、「標津断層帯による地震(モデル 45\_5)」による被害想定は、建物被害では、最大で「揺れによる全壊棟数」が 118 棟、「揺れによる半壊棟数」が 534 棟と想定されています。

また、人的被害では、最大で「揺れによる死者数」が 2 人、「揺れによる重症者数」が 12 人、「揺れによる軽症者数」が 104 人と想定されています。

### 3. 住宅・建築物の耐震化の現況と目標

#### (1) 住宅の耐震化の現況と目標

**現況** 中標津町の民間と町有を合わせた住宅総数 13,267 戸のうち、11,885 戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は 89.6%です。

全体として耐震化は進んでいる一方、耐震性が確認されていない住戸 1,382 戸の大半が民間住宅に集中しており、旧耐震の民間住宅を中心とした取組の継続が必要です。

**目標** 2030(令和 12)年度までに耐震化率 95%、2035(令和 17)年度までに「おおむね解消」を住宅における耐震化の目標とします。

2035(令和 17)年度に「おおむね解消」を実現するためには、民間住宅で約 1,156 戸の耐震化が必要となります。

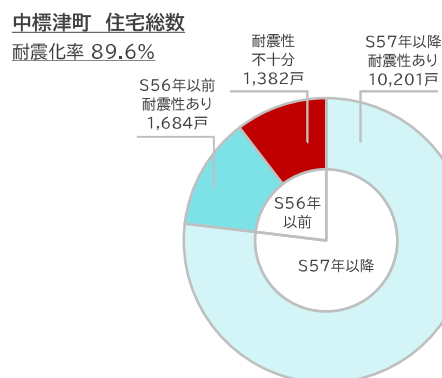


図 3 中標津町の住宅耐震化の状況

#### (2) 多数利用建築物の耐震化の現況と目標

**現況** 中標津町における多数の者が利用する建築物(以下「多数利用建築物」という。)は 63 棟あり、耐震化率は 87.3%です。所有別にみると、公共施設が耐震化率は 100.0%であるのに対し、民間施設は 78.4%であり、耐震性が確認されていない民間施設の旧耐震建築物について確認と改修を進める必要があります。

**目標** 2030(令和 12)年度までに「おおむね解消」を、多数利用建築物における耐震化の目標とします。

#### (3) その他の耐震診断義務付け建築物の耐震化の現況と今後の方針

##### ①危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

**現況** 中標津町における昭和 56 年以前建設の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は 9 施設あり、そのうち 5 施設についての耐震性は未確認となっています。

##### ②避難路沿道建築物

**現況** 中標津町における昭和 56 年以前建設の避難路沿道建築物は 8 施設あり、そのうち 6 施設については耐震性が未確認となっています。

#### (4) 要緊急安全確認大規模建築物の現況\*

**現況** 中標津町における要緊急安全確認大規模建築物に該当している施設については、2015(平成 27)年度に耐震診断を実施しています。診断の結果、すべての施設が耐震性を有することが確認され、北海道へ報告されています。

※要緊急安全確認大規模建築物については、現時点で既に耐震化済みとなっているため、目標から除外します。

## 4. 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### (1) 耐震化の促進に向けた施策

災害に対して建築物の倒壊から命を守る等の本計画の目的達成と住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つの施策を基本とし、国や北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

表1 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の体系

(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	①パンフレットやインターネットを活用した普及啓発 ②出前講座、セミナー等の紹介による普及啓発 ③地域における耐震化の取組の推進 ④防災ハンドブックの更新・普及の促進
(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	①住宅の耐震化の促進 ②住宅の建替・除却等の促進 ③地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進 ④建築物の総合的な安全対策の推進 ⑤耐震診断・改修に係る相談体制の充実
(3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	①耐震診断・改修技術講習会の周知

### (2) 所管行政庁との連携

#### ①耐震改修促進法に基づく指導等

所管行政庁(北海道若しくは中標津町)は、必要があると認める時は、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

#### ②建築基準法による勧告又は命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、多数利用建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、北海道と連携し、必要に応じた対応(勧告又は命令)を行っていきます。

#### ③「全道住宅建築物耐震改修促進会議」との連携

住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う「全道住宅建築物耐震改修促進会議」と連携し、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

### (3) 計画の推進に向けて

#### ①行政・地域住民組織などが連携した、町民意識の啓発

地震による被災は、個々の建築物の耐震化が行われているだけでは十分ではありません。「地域の問題」として町内会などが認識し、耐震化の普及啓発を行うことが必要です。

町内会での説明会の開催など、地域住民組織との連携を図り、町民意識の啓発に努めます。

#### ②行政・関係団体などが連携した、専門技術者の技術力向上

今後も引き続き、建築士会などの関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換の場づくりを行うことを通し、専門技術者の技術力の向上に努めます。

#### ③既存住宅耐震改修費補助金の普及推進

今後も「既存住宅耐震改修費補助金」を継続・拡充します。

また、「耐震相談窓口」等の関連制度の紹介を行い、より多くの町民への普及推進に努めます。